# 市制 70 周年記念「亀岡わんわんフェスタ 2025」出店者募集要項

## 1. 亀岡わんわんフェスタ 2025 について

①日時　　令和 7 年 11 月 1 日（土）午前 10 時～午後 2 時（予定）

②開催場所　保津川水辺公園（京都府亀岡市保津町）

③主催　　亀岡市

④開催内容　　本市では、犬を飼っている人も飼っていない人も暮らしやすいまちを目指し、情報発信やマナー啓発、PR 事業等を実施しています。

令和 7 年度においては、市制 70 周年を記念し、本市の新たな魅力である「犬と暮らしやすいまち亀岡」に親しんでもらうイベントの開催を予定しています。亀岡市民ならびに近隣住民の犬好きの皆さんに愛犬と一緒にイベントを楽しんでいただくとともに、しつけやマナーを楽しく学べる機会を提供します。そのほか、トークショーやマルシェを通じ、犬を飼っていない人の来場も促すことで、多様な人が集い、交流するイベントを目指します。

⑤中止判断　・前日午後 5 時気象庁発表の天気予報で 11 月 1 日午前 6 時～正午の降水確率が 70％以上の場合

・当日の急な降雨・強風等の荒天

・上記以外に、台風等によって開催場所が浸水し、当日までに復旧が困難であることが明白な場合、前日を待たずに中止を判断することがあります。

## 2. 出店募集内容

①出店募集部門　飲食部門／販売部門

②応募要件

【両部門共通】

本要項を精読し、内容全てを遵守できる者

【飲食部門】

・露店による飲食店営業許可を取得している者（テントによる出店を行う者）

・自動車による飲食店営業許可を取得している者（キッチンカーによる出店を行う者）

※ただし、令和 4 年 10 月 1 日以前取得の営業許可証における営業範囲が京都市内のみの者は、出店不可

・食品衛生責任者資格の取得者を配置できる者

※露店又はキッチンカーと固定店舗の両方で営業を行っており、食品衛生責任者が両施設で兼務している場合は、同時に営業不可

・食品営業賠償共済もしくは生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入している者

【販売部門】

・犬関連の商品を販売できる者

③出店準備　　令和 7 年 11 月 1 日（土）午前 9 時～10 時の間とします。

車両は、午前 9 時 30 分までに指定する場所に駐車してください。

キッチンカーを除く、各出店者1台までで乗り入れてください。

④出店場所　　出店場所は指定できません。主催者で抽選して決定します。

⑤募集店舗数　　飲食部門　約5区画／販売部門　約20区画

⑥区画サイズ

【テント出店】

3m（横幅）×3m（奥行）程度

スペースのみのご用意となりますので、テントは出店者でご準備をお願いします。

申込数は1店舗あたり1区画とし、複数区画の申し込みはできません。

露店による営業（飲食部門）を行う場合は、ほこり等の異物混入を防ぐため、テントの屋根及び三方（両横及び後方）を幕等で囲ってください。

出店時にテントが飛ばされないように、ウエイト・錘等を必ずご用意ください。

店舗の装飾などは、地震や突風などにより転倒、落下、移動等しないように確実に固定取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように確実に養生して安全を確保してください。

【キッチンカー出店】

5m（全長）×3m（全幅）程度

軽自動車登録で車高2．0m以上の加工車両の出店は不可です。

車検証と実車両のサイズ等が異なる車両の出店は不可です。

⑦出店料　　無料

ただし、リユース食器の使用料は別途ご負担いただきます。

⑧出店できない品目等

・野菜を除く、生もの（刺身・生クリームなど）
・酒類
・生き物（動物、昆虫等）
・違法コピー商品（偽ブランド品、著作権侵害物）
・危険物（石油類、ガス類、模造刀剣類、モデルガン、ナイフ、包丁等）
・法令・条例・その他関係法規等で禁じられているもの
・周囲に危険を及ぼすもの、あるいは迷惑となるもの
・説明文等に誇大又は虚偽の記載があるもの
・特許、実用新案等で係争中のもの、あるいは係争のおそれがあるもの
・危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のないおそれのあるもの
・公序良俗に反するもの
・その他、「亀岡わんわんフェスタ2025」の趣旨に反するもの

⑨その他　　出店決定後のキャンセル、出店者の変更は原則できません。誓約書をご提出いただきます。また、申込完了後の販売品目の変更・追加は認めませんのでご注意ください。

## 3. 抽選方法等

申し込みいただいた内容は、全て関係機関による確認を行います。

確認後、募集店舗数を越えた場合については、主催者による厳正な審査及び抽選により出店者を決定します。

出店可否のご連絡後、出店場所については厳正な抽選の上、別途ご連絡します。

## 4. 設備等

次の備品等については、主催者で用意します。

①リユース食器

②EV 自動車を利用した電力供給設備（1,500w×1 口まで）

※電力供給設備について

飲食部門のみ主催者側で電力供給設備を用意します。安全管理上、主催者側から提供する電源を除き、場内で発電機は使用できません。主催者側からの供給電源の範囲内での運営をお願いします。

※テントや机等、その他営業に必要な備品は出店者でご準備ください。

※会場内には上水設備及び排水設備はありません。

## 5. リユース食器の利用について

①使用できる容器

リユース食器又は紙製容器など環境に配慮した容器を使用してください。紙製容器等については出店者でご用意ください。

②リユース食器（主催側手配）

食器・コップについては、主催者が手配するリユース食器を利用してください。リユースコップには飲み物以外入れないでください。（唐揚げ等の油ものや串ものはリユースコップに入れて販売しないでください。）なお、テイクアウト用容器の用意はありません。

③リユース食器の手配

・各店舗にあらかじめ予約いただいた数量をイベント開始前にお渡しします。

・予約数量は 1 単位ごと（10 枚・個／単位）となります。

・使用後の食器は、来場者に各自で主催者指定の場所まで返却いただきます。

・未使用の食器はイベント終了後にご返却ください。

・食器のレンタル料として、当日使用分の半額を出店者に負担いただきます。イベント終了後に主催者が集金に伺います。なお、レンタル料は 1 単位での負担となり、10 枚入りの袋を開封した場合は未使用があった場合でも 10 枚分として算出されます。

・食器の破損については実費弁償をお願いします。

【参考】主催側手配のリユース食器は、平皿（直径 21cm、深さ 3cm、280 円／単位）、丼（直径 16cm、深さ 6.5cm、280 円／単位）、コップ 540ml（250 円／単位）、コップ 450ml（250 円／単位）の 4 種類です。

## 6. 環境への配慮

本市において、プラスチック製レジ袋の提供は禁止されています。また、紙袋を無料で提供することも禁止されています。

本イベントでは、「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の趣旨に基づき、飲食部門においてはプラスチック系の容器・カップ等はご使用いただけません。また、プラスチック製の使い捨てのカトラリー類（スプーン、フォーク、プラスチックストロー等）の提供もご遠慮ください。なお、テイクアウト容器を出店者で用意される場合も、プラスチック製のものは使用しないでください。

販売部門においてもプラスチック系の梱包材等は避けていただくようお願いします。

## 7. ガス類の使用について

①火気を取り扱う場合には、細心の注意のもと使用し、必ず消火器を備え付けてください。（10 型以上、製造期間 5 年以下）

②プロパンガスの手配は法令を遵守し、必ず専門業者に委託して下さい。

③プロパンガス等を利用される場合は、直接日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、支柱等にくくりつけるなど転倒防止対策をしてください。

④店舗内で使用する機器は、防火防炎材を使用してください。

⑤カセットボンベ式コンロの使用時は、コンロより大きな鉄板やなべなどを使用したり、2 台以上並べたりしないでください。

⑥ガスホースはガス漏れを防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適切な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検してください。

⑦強風が想定されることから、ガス類等の使用においては、十分にご注意ください。

⑧京都中部広域消防組合火災予防条例、その他関係法令を遵守してください。

## 8. 衛生管理上の注意点

①調理する材料は開催当日に下処理し、前日までに下処理又は調理したものは取り扱わないでください。下処理は飲食店営業等の許可を取得した施設で行ってください。

②下痢等体調の悪い人、手指の傷がある人は調理作業をしないでください。

③冷蔵が必要な原材料（肉、魚など）は温度計を取り付けたクーラーボックスや冷蔵設備等で調理直前まで冷蔵してください。

④肉、魚等の食材を加熱する時は特に十分に行ってください。（85℃で 1 分以上中心部まで十分に加熱）

⑤提供する食品は原則として客に提供する直前に加熱調理する食品とし、保健所申請と異なる調理方法・工程は行わないでください。

⑥各出店者は、蓋と給水栓を備えた給水タンク（40Ｌ以上）、流水受水式の洗浄・消毒設備、不浸透性の材質で蓋付きの廃棄物容器を各自ご準備いただき、衛生面に留意してください。
（ポリタンク・アルコールスプレーなど。保健所からの指導により必須です。）

⑦会場内及びその周辺の排水溝等にゴミ・油・残飯等を廃棄しないでください。

⑧油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボールやビニールシート等による処置を必ず行ってください。
⑨調理、手洗い等により発生した汚水は汚水用タンクに入れ、必ず出店者各自で持ち帰ってください。
⑩調理手袋を着用する、こまめに手を洗うなど、食中毒にご注意ください。

## 9. ブースの運営

①安全衛生及びサービス・モラルについて、徹底してください。
②出店条件や規約等を逸脱する行為がある店舗については、店舗営業中であっても即時退店・閉店していただきます。また出店に関するいかなる損害も補償いたしません。
③政治活動、宗教活動は禁止します。
④必ず消費税込みでの価格表示を行ってください。
⑤飲酒した人が出店・販売等を行わないでください。
⑥調理においては、煙により近隣及び来場者等から苦情等があった場合は使用を中止していただくことがありますので、取り扱いには十分気をつけてください。

## 10. 撤収

①発生したゴミは、各自持ち帰ってください。
②出店ブース周辺及び使用した設備等は清掃してから撤収してください。
③来場時、退場時は必ず主催者へ報告してください。
④施設等に損傷等を与えた場合には、原状回復をお願いします。
⑤搬入・搬出に係る費用は出店者の負担とします。

## 11. 出店者の責任・補償について

①出店者間及び会場での対人・対物トラブル、食中毒などの食品衛生管理に伴い発生する損害等については、当該出店者の責任とし、主催者はその責任を負いません。
②出店者はその責任において、必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補償に備えてください。
③会場内での盗難や販売でのトラブルおよび事故に関しては、出店者の責任において処理していただきます。主催者は責任を負いかねますので、ご了承ください。
④万一事故が発生した場合、速やかに主催者に報告し、事故を起こした当該出店者の責任と費用をもって対応してください。
⑤来場者の減少等、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償は一切行いません。また営業物品その他の買取りなども一切行いません。
⑥主催者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、指導に従ってください。
⑦電源容量オーバーによる停電等、いかなる場合においても営業補償は行いません。

## 12. 暴力団排除に関して

①京都府暴力団排除条例及び亀岡市暴力団排除条例を遵守してください。

②自己又は自社の役員・関係者・事業所等が、次のいずれかに該当した場合は出店できません。

＊暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員

＊暴力団員と生計を一にする者

＊暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益を供与するなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる者

## 13. 広報写真の撮影について

当日、主催者において広報用の写真撮影等を行います。本イベントに関連する広報媒体（SNS等）の配信に使用させていただく場合がありますのでご了承ください。

## 14. 申込方法

①申込先

以下の必要事項を明記の上、申込フォーム、Eメール、郵送にてお申し込みください。

申込フォーム： 右の二次元コードを読み込んでください。

Eメール：kankyo-soumu@city.kameoka.lg.jp

郵送：〒621-8501　京都府亀岡市安町野々神8　環境政策課

②提出物（各部門ごとに必要なものをご提出ください）

・申請書（申込フォームからお申し込みされる場合は提出不要）

・食品衛生責任者資格を証明できる書類の写し

・①露店又は自動車による飲食店営業許可証の写し／②下処理を行う場合は、①に加えて固定店舗の営業許可証の写し

※必ずイベント当日の営業形態に応じた許可証をご提出ください。

・食品営業賠償共済もしくは生産物賠償責任保険の加入証写し

・（キッチンカーの場合のみ）車検証の写し

※記載事項に虚偽がある場合は出店できません。また、不備がある場合は出店をお断りする場合があります。

・商品の写真、過去の出店時の写真

※広報チラシ・SNSに使用します。紙面スペース等の都合上、使用する写真は主催者にて選定し、使用しない場合もございますのでご了承ください。

③申込受付

令和7年9月1日（月）午後5時まで